

# 自然災害発生時における業務継続計画

## カラフルハウス北砂教室

施設名	カラフルハウス北砂教室	種別	障害者支援施設
代表者	下倉 健太郎	管理者	下倉 健太郎
所在地	東京都江東区北砂5丁目 20-5 UR北砂5丁目団地	電話番号	070-9065-6262

## 第1章 総則

### (1) 基本方針

#### ■利用者の安全確保

利用者に深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保すること」を第一に考え、「利用者の安全を守るための対策」を講じる。

#### ■サービスの継続

当事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。したがって極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進める。

#### ■職員の安全確保

自然災害発生時や復田において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが想定される。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点から、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが必要となる。

### (2) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

- ・ 平時からBCPの内容に関する研修を年2回行い、研修の実施内容を記録する。
- ・ 作成したBCPを関係者と共有し、年2回BCPの内容に沿った訓練（シミュレーション）を行う。
- ・ 最新の動向や研修・訓練で洗い出された課題等をBCPに反映させるなど、定期的に見直しを行う。

## 第II章 平常時の対応

### (1) 建物・設備の安全対策

#### ① 人が常駐する場所の耐震措置

主要構造部及び構造体力上主要な部分のせん孔、切欠等はない。

ただし、設備機器等に必要な開口がある場合は事前に協議している。

※1 主要構造部とは「壁、柱、床、梁、屋根、階段」をいう。

※2 構造耐力上主要な部分とは「基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版は横果材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の動若しくは衝撃を支えるもの」をいう。

#### ② 火気使用室の内装は、仕上げ及び下地とも不燃材料である。

#### ③ 床、壁、天井、地下ピット

床、壁、天井は、原則として、コンクリート等で構成または耐火性覆部材料等の不燃部材により被覆され耐火区画されて、構造部材及び耐火被覆部材等を破損しない設備となっている。（一部天井のコンクリート等に、軽量鉄骨天井の下地用として埋込みインサートが設置されている場合があります。）

電気、ガス、水道、排水の共有配管等への接続箇所を事前に確認済み。

#### ④ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎年1回設備担当による点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	同上	
開口部の防水扉が正常に開閉できるか		
暴風による危険性の確認	特に対応せず	
外壁の留め金具に錆や緩みはないか		

### (2) 建物・設備の安全対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
冷蔵庫・冷凍庫: 夏場は暑さ対策として保冷剤を用意	乾電池: 単三10本、単四10本
情報機器: パソコン・テレビ・インターネットなど	
照明機器・冷暖房器具	

### (3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
暖房機器	湯たんぽ、毛布、使い捨てコンロ、灯油ストーブ
調理器具	カセットコンロ、ホットプレート

#### (4) 水が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

##### ① 飲料水

- ・ペットボトル2L × 10本: 購入

##### ② 生活用水

- ・ポリバケツ等を使用して貯蓄する。

#### (5) 必要品の備蓄

##### 【飲料・食品】

品名	数量	賞味期限	保有場所	メンテナンス担当
無洗米				
飲料水				
缶詰				
経管栄養食				
高カロリー食				
インスタント食品				
栄養ドリンク				

##### 【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	賞味期限	保有場所	メンテナンス担当
消毒剤薬				
脱脂綿				
絆創膏				
包帯				
マスク				
ウェットティッシュ				
生理用品				
タオル				
紙食器				
ラップ				
カセットコンロ				
電池				
使い捨てカイロ				

**【備品】**

品名	数量	賞味期限	保有場所	メンテナンス担当
ポリ袋				
ポリタンク				

## 第三章 緊急時の対応

### (1) BCP発動基準

#### 【地震による発動基準】

1. 江東区において震度5弱以上の地震が発生した場合
2. 被災状況や社会的混乱状況などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断する場合

#### 【水害による発動基準】

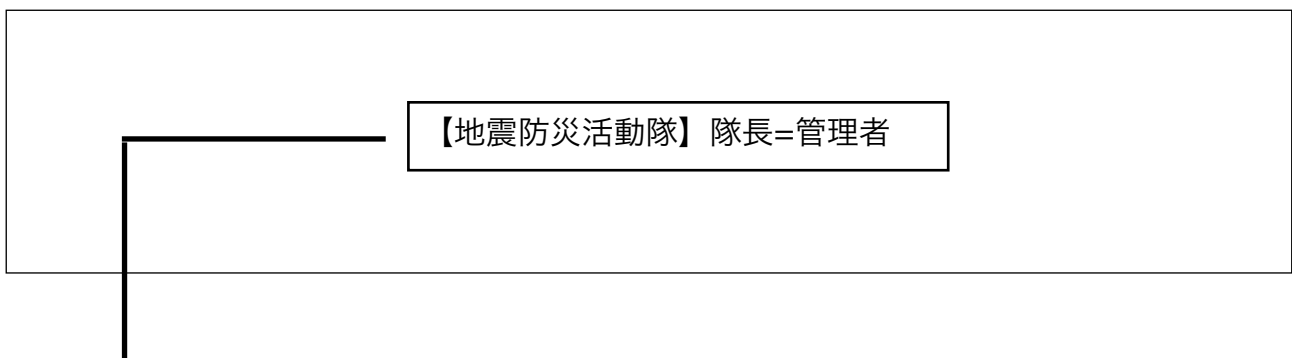
1. 大雨警報(土砂災害)、洪水警報が発表された場合
2. 台風により警報が発表された場合

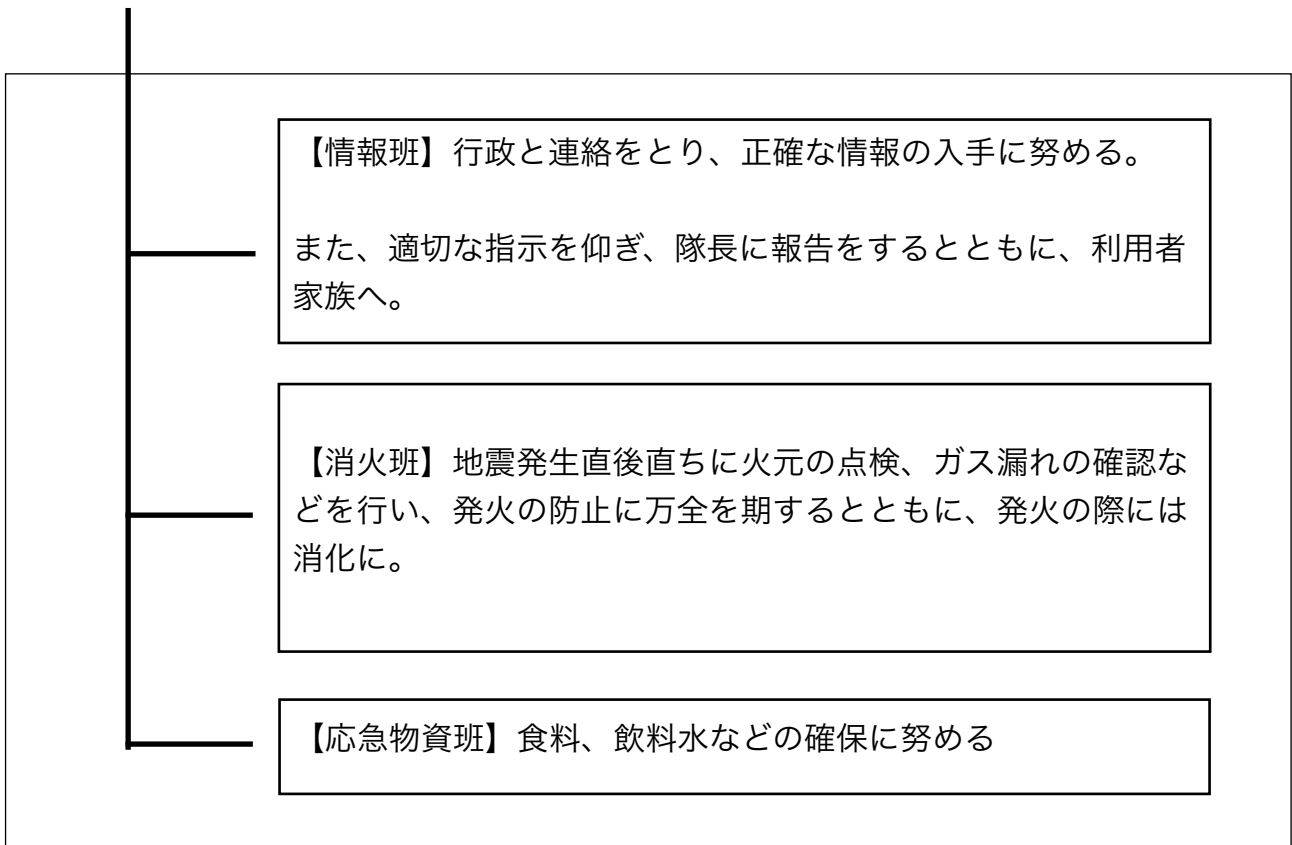
### 代表者

管理者	代表者①	代表者②
管理者: 下倉 健太郎	児発管: 大久保 麻衣子	

### (2) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代表者を含めたメンバーを検討し、記載する。





## 第Ⅳ章 他施設との連携

### ( 1 ) 連携体制の構築

#### ① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

<連携先との主な協議内容>

- ・先方施設・事業所等の名称、種別、所在地など/決定事項/今後検討すべき事項
- ・今後のスケジュール など

#### ② 連携協定書の締結

地域と連携内容を協議中が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

<連携先との主な協議内容>

- ・連携の目的/利用者の相互受入受領
- ・人的支援(職員の施設間派遣など) /物資支援(不足物資の援助・運搬など)
- ・費用負担 など

### ( 2 ) 連携体制の構築

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。

地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関 (協力医療機関等)】

施設・法人名	連絡先	連携内容
寿康会病院		

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

施設・法人名	連絡先	連携内容
江東区区役所		
株式会社 URリングージ 管理センター		
亀高保育園		

## 第V章 地域との連携

### (1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)  
地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員として検討する。

(1) 被災時の職員の派遣

・登録内容/支援する内容/今後のスケジュール

(2) 福祉避難所の運営

※指定を受けないが、受入れ可能な場合は、受入可能な条件を洗い出す。

※受入れを行わない場合は、その理由を記載

## 第VI章 定期報告制度・点検等

### (1) 消防法における防火対象物定期点検報告制度

消防法における「防火対象物定期点検報告制度」により、一定要件に該当する防災対象物については、防火管理業務等に関する定期点検を実施する。

### (2) 消防法における消防用設備等点検報告制度

消防法における「消防用設備等点検報告制度」により、一定要件に該当する防火対象物については、6か月に1回及び1年に1回、有資格者等による消防用設備等に関する定期点検を実施し、その結果を1年に1回もしくは3年に1回（用途により異なる）、所轄消防機関へ報告する。

### (3) 防災設備

火災報知器や非常照明などの防災設備を設置している。

### (4) 消防関係

消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に定める所轄消防機関に届け出ている。火災の発生の防止と火災の被害を最小限に止めることを目的として消防計画を定め、日常の火気管理や消防用設備等の維持管理, 火災に備えた消防訓練や避難訓練を行う。

※UR都市機構が建築基本法に基づく調査・検査や消防用設備の点検への協力をする。

---

更新日	更新内容	更新者
令和8年 1月14日	初版作成	下倉 健太郎